

秋多都市計画地区計画原小宮地区地区計画

決定 平成 8年10月14日 あきる野市告示 第 71号
 変更 平成20年12月22日 あきる野市告示 第149号

名 称		原小宮地区地区計画		
位 置※		あきる野市原小宮一丁目、原小宮二丁目、平沢西一丁目各地内		
面 積※		約16.3ha		
地区計画の目標		本地区は、あきる野市の東部に位置し、原小宮土地区画整理事業により道路、公園等の公共施設の整備がされる地区である。本計画は、当該事業の事業効果を増大し、良好な住環境の維持増進を図るとともに、緑豊かで快適な住宅地の形成を図る。		
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	本地区を3つの地区に区分し、土地利用の方針を次のように定める。 <低層住宅地区> 低層の戸建住宅を主体とした、良好な住環境の形成を図る。 <住宅地区> 生活利便施設の立地を図りつつ、良好な住環境の形成を図る。 <沿道地区> 後背する住環境の保全を図りつつ、利便性の高い快適な沿道空間の形成を図る。		
	地区施設の整備の方針	土地区画整理事業によって一体的に整備される地区内の道路、公園及び緑地の維持、保全を図る。		
	建築物等の整備の方針	地区の土地利用の方針に照らし、良好な街並みの形成を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度及び壁面の位置の制限を定める。また、良好な街並み景観の形成を図るため、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限を定める。		
	地区施設の配置及び規模	種 類	名 称	面 積
	緑 地	緑地1号	40m ²	新 規
		緑地2号	590m ²	新 規
		緑地3号	280m ²	新 規

地区の区分	名称	低層住宅地区	住宅地区	沿道地区	
		面積	約9.0ha	約3.4ha	約3.9ha
建築物等に 関する 事項	建築物等の用途の制限※	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 長屋で住戸の数が3以上のもの 2. 共同住宅で住戸の数が5以上のもの 3. 寄宿舍又は下宿 4. 兼用住宅（住宅で事務所・店舗等の用途を兼ねるもの）	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 長屋で住戸の数が3以上のもの 2. 共同住宅で住戸の数が5以上のもの 3. 寄宿舍又は下宿	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 長屋及び共同住宅で各住戸の専有面積が29㎡未満のもの 2. 寄宿舍又は下宿	
	建築物の敷地面積の最低限度	120㎡		110㎡	
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、当該敷地が接する道路境界線までの距離は1.0m以上とし、隣地境界線までの距離は0.6m以上とする。		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から当該敷地が接する道路境界線までの距離は1.0m以上とする。	
		ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合には、この限りでない。 1. 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの。 2. 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの。 3. 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であるもの。			
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物の外壁、屋根及び工作物の色彩は、刺激的な原色を避け、落ち着いたある色彩を基調とする。			
	垣又はさくの構造の制限	道路又は通路に面した住宅地の垣、さくの構造は次に掲げるものとする。 1. 生垣 2. 透視可能なフェンス等で、高さは敷地地盤面より1.2m以下とする。			

※は知事同意事項

「地区計画の区域、地区整備計画の区域及び地区施設の配置については計画図表示のとおり」

理由：町界町名の変更に伴う位置の変更、及び戸別収集方式の導入により廃棄物保管場所が不要となるため、地区施設の廃止を行う。